

台風による影響で、県制度融資の特別支援融資を利用された方へ

—印紙税の還付手続きのお知らせ—

台風第15号、第19号の影響を受け、以下の県制度融資の特別支援融資を利用され、契約書等に印紙税を貼り納付済みの方は、税務署長の過誤納確認を受けることで、納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

●手続き

契約書等の作成者（被災者等）が、「印紙税過誤納確認申請書」を作成し、作成者（被災者等）の住所地の所轄税務署に提出します。

この際、申請書には、余白に利用した融資名を記載し、過誤納となった契約書等（原本）を提示してください。

なお、契約書等について、借入者のみが署名して金融機関に提出する形式（差入方式）で作成されるものについては、原本が金融機関に保管されておりますので、借入先の金融機関と相談してください。

また、借入先の金融機関が、借入者の委任を受けて、過誤納確認申請の手続きを行っても差し支えないことになっています。

●印紙税還付の対象となる融資

- ①「令和元年台風第15号特別支援融資」 →10月以降、③に名称を変更
- ②「令和元年台風第15号特別支援融資（別枠）」 →10月以降、④に名称を変更
- ③「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（一般枠）」
- ④「令和元年台風第15号・第19号特別支援融資（別枠）」
- ⑤「令和元年台風第19号特別支援融資（激甚災害枠）」

※ ①及び②の融資を利用された方へ

この2つの融資は、現在、名称が変更されています。「印紙税過誤納確認申請書」に記載する融資名称は、現行の名称③又は④の名称を記載してください。